

きた きゅう しゅう し  
北九州市

そ う だ ん し え ん ま ど ぐ ち  
ヤングケアラー相談支援窓口

だれかを <sup>ささ</sup>支えるあなたを <sup>ささ</sup>支えたい

「 <sup>こ</sup>子どもの <sup>こ</sup>子どもらしい <sup>せい かつ</sup>生活のために 」

なんでも <sup>はな</sup>話してみてください

【専用電話】 **093-482-6577**

【専用FAX】 **093-482-6578**

【専用メール】 **young\_carer@kitafj.or.jp**

【住 所】 <sup>じゅう しょ</sup>北九州市 <sup>きたきゅうしゅうし</sup>ウエルとばた2階 <sup>かい</sup>北九州市 <sup>きたきゅうしゅうし</sup>戸畑区 <sup>とばたくしお</sup>汐井町 <sup>い まち</sup>1番 <sup>ばん</sup>6号 <sup>ごう</sup>

【相談受付】 <sup>そう だん つけ つけ</sup>火曜日 <sup>か よう び</sup>～ <sup>ど よう び</sup>土曜日 (10:30～18:30)

(日曜日、月曜日、祝日、年末年始はお休み。※月曜日が祝日の場合は、その翌日もお休みです。)

<sup>そう だん むりよう</sup>相談無料 (ただし、<sup>つう わりよう</sup>通話料は <sup>でん わ</sup>電話をかけた方の <sup>かた</sup>負担 <sup>ふたん</sup>になります。)

<sup>き が る</sup>お気軽に <sup>れん ら く</sup>ご連絡ください

子どもには「 <sup>い</sup>生きる権利」「 <sup>けん り</sup>育つ権利」「 <sup>そだ</sup>守られる権利」「 <sup>けん り</sup>参加する権利」があります。

● <sup>きたきゅうしゅうし</sup>北九州市ホームページ

「ヤングケアラーについて」はこちら

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ko-katei/11700347.html>



● <sup>こう せい まう とうしゅう</sup>厚生労働省ホームページ

ヤングケアラーについて詳しくはこちら

<https://www.mhlw.go.jp/young-carer/>



# 北九州市ヤングケアラー相談支援窓口は 皆さんを応援します

家族を支えている子どもたち、そのご家族、そんな子どもたちを支援している方々、  
よかったらお話してみませんか？

- 悩みを相談したい
- 家族の支援が大変
- 使えるサービスがないか知りたい
- ヤングケアラーの対応について知りたい
- とにかく話を聞いてほしい など

対象 北九州市内在住のヤングケアラー(18歳未満)と家族、関係機関

## ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、  
家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。  
責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまうことがあります。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。